

2019 年 10 月 18 日より IC 旅券作成機を非配備とすることのお知らせ

令和元年 10 月 18 日
在アフガニスタン日本国大使館

2019 年 10 月 18 日より、当館における日本国旅券の取扱いが以下のとおり変更され、当館では IC 旅券の作成ができません。在留邦人の皆様におかれてはご不便をお掛けすることとなりますが、ご理解の程お願い申し上げます。

【当館での旅券作成の変更点等】

- 1 2019 年 10 月 18 日から、当館での IC 旅券の作成はできなくなります。
- 2 IC 旅券は日本で作成することになりますので、当館で一般旅券申請書を受理した後、新旅券を受け取るまでに 2 週間から 1 ヶ月程度が必要と見込まれています。
- 3 日本国旅券を盗難・紛失した場合には、日本への帰国のために一度だけ使用することができる「帰国のための渡航書」又は一定期間のみ有効の「緊急旅券」を発給することとなります。
- 4 また、「帰国のための渡航書」又は「緊急旅券」を発給しただけではアフガニスタンからの出国はできません。「帰国のための渡航書」、又は「緊急旅券」を発給した後、アフガニスタンの入管当局から出国に必要な渡航書を取得しない限り、アフガニスタンからは出国できませんが、この渡航書の取得には通常 1 週間程度（金土休日を除く）、場合によっては 10 日以上かかるとされています。
- 5 更に、「帰国のための渡航書」又は「緊急旅券」を使用して出国審査を受ける場合、通常の旅券ではないため、非常に時間がかかる恐れがあります。場合によっては長時間にわたって出国を差し止められることも考えられることから、日本国旅券は厳重に管理し、盗難・紛失されないよう十分に注意して下さい。
- 6 なお、旅券の有効期間が一年未満となった場合には、早めに切り替え申請を行うとともに一時帰国した際には、本邦旅券センターにおいて切替申請を行うことをお勧めします（原則申請から交付まで 5 営業日）。

以上